

駅構内設置機器の管理規則

令和3年9月16日改定
横浜交通開発株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規則は、横浜市営地下鉄駅構内に設置した機器を、円滑に管理・運営することを目的とする。

(適用)

第2条 この管理規則は、横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）と機器設置事業者（以下「事業者」という。）で締結している機器設置契約により設置した機器について適用する。

第2章 運営

(利用可能時間)

第3条 機器の利用可能時間は、地下鉄の始発時間から終電時間まで（以下「駅営業時間」という。）の間とする。ただし、24時間営業可能な店舗は除く。

(機器稼働時間及び休止日)

第4条 機器稼働時間及び休止日は、「必要事項届出書」（以下「様式-1」という。）により交通開発へ届け出る。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

(機器管理責任者)

第5条 当社との連絡を円滑に行うため、機器管理責任者を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、機器管理責任者を変更した場合も同様とする。

(防火管理者：ブース内に機器を設置する場合で、消防設備が必要な場合)

第6条 消防法の定めにより、防火管理者を選任し、消防計画書を作成して所轄消防署に届け出る。また、防火管理者、消防計画書を変更した場合も同様とする。

2 所轄消防署に届出した防火管理者及び消防計画書（写）を交通開発に提出する。

3 防火管理者は、消防法の規定により店舗が設置した消火器等の消防設備の点検、維持管理を行う。また、点検時の報告書を所轄消防署に届け出るとともに、交通開発に写を提出する。

4 消防法の定めによる防火管理に関する防火対策委員会等が駅に設置されているので、防火管理者は、必ず駅と協議し、委員会等に加盟する。

(緊急連絡体制)

第7条 緊急時及び故障時は、速やかに駅及び交通開発に連絡する。

2 緊急時の連絡または通知が可能な連絡者の氏名、電話番号（携帯番号）を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、連絡者が変更になった場合も同様とする。

(商品等の搬出入)

第8条 商品等の搬出入は、駅と協議し、決められた経路で行う。

2 商品等の搬出入は、駅の混雑時間帯を避け、駅利用者の迷惑とならないよう注意する。

3 商品等の搬出入のため、エレベーターを使用する場合は「駅エレベーター使用願書」（様式-4）を使用開始日の14日前までに交通開発へ提出する。なお、使用期間は最長で使用開始日の年度の末（3月末）までとする。

(清掃)

第9条 機器周囲は、整理整頓を行い、防災対応、保健衛生を確保する。

2 商品廃棄物や清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。ただし、交通開発が処理方法について別途指示した場合は、これに従う。

(駅コンコース等の使用制限)

第10条 駅コンコース等の契約範囲外での商品等の仮置きは禁止する。

(駐車場の利用)

第11条 事業者用の駅構内に確保することができないため、駐車場が必要な事業者は自ら確保する。

第3章 維持管理

(維持管理区分)

第12条 機器、諸設備に係る維持管理区分は、機器設置契約書による。

(施設保全)

第13条 機器周囲において、施設破損、設備故障等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに交通開発に連絡する。

2 機器の修繕または改修を行う場合は、「修繕等承認願書」(様式-2)により、原則として修繕月の2か月前の10日までに交通開発の承認を得る。また、修繕等を行う作業責任者は、横浜市交通局が行う作業責任者認定講習を受講する。

3 機器の点検、清掃等の軽易な作業を行う場合は、「作業届出書」(様式-3)により、原則として作業月の前月10日までに交通開発に届け出る。また、作業責任者は、横浜市交通局が行う作業責任者認定講習を受講する。

第4章 その他

(管理規則の変更)

第14条 この管理規則は必要により変更する場合がある。

2 変更があった場合、その都度、管理規則を配布し、また当社ホームページに掲載する。

以上